

(様式第13-2)

### 規則第9条の23及び第1条の11各号に掲げる体制の確保状況

① 専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況	○(有) ( 1 名)・無
② 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	○(有) ( 1 名)・無
③ 医療に係る安全管理を行う部門の設置状況	○(有)・無
・ 所属職員： 専任（ 1 ）名 兼任（ 9 ）名 ・ 活動の主な内容： インシデント報告書の分析、再発防止策の策定及び部署での確認周知、医療安全管理委員会事務局、医療審議委員会事務局、担当医療安全管理者会議の運営、医療安全研修の企画実施、医療事故発生時の現場対応及び指導、医療安全にかかる連絡調整	
④ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況	○(有)・無
⑤ 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	○(有)・無
・ 指針の主な内容：医療安全管理に係る基本的な考え方  医療安全管理体制、医療安全研修に関する基本方針、インシデント報告、医療事故発生時の対応、医療従事者と患者の情報共有、患者からの相談への対応、医療安全マニュアルの作成更新、医療安全管理に関する指針の公開	
⑥ 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	年 17回
・ 活動の主な内容：  医療事故調査委員会・医療事故対策本部・医療支援チームの設置、医療事故・インシデント等が発生した場合の情報収集及び患者等への対応、重大な医療事故発生時の速やかな救命治療活動及び発生原因の分析、再発防止策の立案、指針の作成・見直し、医療安全管理マニュアルの作成・見直し、医療安全に関する職員の教育・研修の企画・運営・評価、指導の徹底と事故発生の監視、医薬品に係る安全管理、医療機器の保守点検安全使用、病院機構本部・警察署・保健所・近畿厚生局・日本医療機能評価機構・社会保険事務局への報告	
⑦ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 9回
・ 研修の主な内容： 造影剤慎重投与の運用、造影剤の副作用と緊急処置、個人情報保護、ジェネリック薬の基礎知識、MRI検査の安全性	
⑧ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策の状況	
・ 医療機関内における事故報告等の整備 ・ その他の改善の方策の主な内容： 血糖測定器の機種統一、ミネリックー5（プレフィノンドタイプ注射器へ入れ替え、点滴・輸血確認のための任周防システム（PDA）導入	( ○(有)・無 )

## 院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	( <input checked="" type="radio"/> 有)・無
・ 指針の主な内容： 院内感染防止に係る基本的な考え方、委員会等組織に関する基本的事項、職員研修に関する基本方針、院内感染報告制度、院内感染発生時の対応、指針の公開	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 12 回
・ 活動の主な内容： 細菌分離状況および耐性菌発生状況の把握、サーベイランスデータ報告（手術部位感染、血管内留置血流感染、尿道留置関連尿路感染症）の把握、重症感染症発生状況の把握、抗MRSA薬・カルバペネム系抗生素使用状況の把握、アウトブレイク発生時の指揮指導および改善策の実施状況の調査と見直し	
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 16 回
・ 研修の主な内容： 標準予防策、適切な防護具の着脱の演習、手洗い演習、安全機能付き留置針・翼状針の取り扱いの演習、マニュアルの読み合わせ、感染症法改正のポイント、抗菌薬の適正使用と周術期管理、インフルエンザの基礎知識と予防策、サーベイランス報告、リンクナース活動報告	
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善の方策の状況	
・ 病院における発生状況の報告等の整備 ・ その他の改善の方策の主な内容：	( <input checked="" type="radio"/> 有)・無 ) 感染症予防対策レポート提出期限の設定、抗MRSA薬・カルバペネム系抗生素対象薬剤使用登録制度の導入、細菌検査室より菌検出一覧の提出

## 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	(有)・無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 3回
<ul style="list-style-type: none"><li>研修の主な内容： 造影剤の副作用と救急処置、麻薬の取り扱い、抗がん剤の取り扱い、ジェネリック薬の基礎知識</li></ul>	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"><li>手順書の作成 (有)・無 )</li><li>業務の主な内容： 医薬品の採用・購入、調剤室・外来及び入院部門における医薬品の管理、患者への医薬品の使用、臨床検査・画像診断部門における医薬品の使用、他施設との連携、事故発生時の対応、教育・研修</li></ul>	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善の方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"><li>医薬品に係る情報の収集の整備 (有)・無 )</li><li>その他の改善の方策の主な内容： 医薬品安全管理責任者は、医療安全部門と連携し、すべてのインシデント報告を受けている。その中から医薬品安全使用に関わるインシデントについて、医薬品安全管理委員会や医療安全担当者会議などで改善策を検討し実施している。</li></ul>	

## 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	( <input checked="" type="radio"/> 有)・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年2回
<ul style="list-style-type: none"><li>研修の主な内容： 除細動器を含むBLS(一次救命処置)、MRI検査の安全性</li></ul>	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"><li>計画の策定 ( <input checked="" type="radio"/> 有 )</li><li>保守点検の主な内容： 人工心肺装置・補助循環装置、人工呼吸器、血液浄化装置、除細動器、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置について実施した。</li></ul>	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善の方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"><li>医療機器に係る情報の収集の整備 ( <input checked="" type="radio"/> 有 )</li><li>その他の改善の方策の主な内容： 医薬品医療機器総合機構から出される「医薬品医療機器等安全性情報」から情報を得ている。 不具合のあった医療機器は厚生労働省に報告した。</li></ul>	